

平成 30 年 6 月 19 日

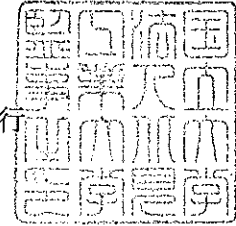
国立大学法人北見工業大学

学 長 鈴木 聡一郎 殿

国立大学法人北見工業大学

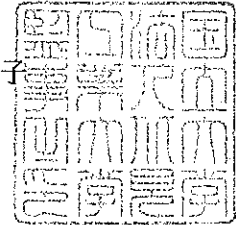
監 事

佐 藤 正 行



監 事

谷 口 雅 子



平成 29 年度監事監査結果報告書の提出について

標記のことについて、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人北見工業大学の平成 29 年度における業務及び会計を監査し、国立大学法人北見工業大学監事監査規程第 8 条第 1 項に従い、「平成 29 年度監事監査結果報告書」を作成しましたので、ここに提出します。

## 平成 29 年度監事監査結果報告書

私たち監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの平成 29 事業年度における国立大学法人北見工業大学（以下「本学」という。）の業務及び会計を監査しましたので、その結果につき以下のとおり報告します。

### 1. 監査の方法の概要

- (1) 監査は、「本学監事監査規程（平成 16 年北工大達第 131 号・平成 27 年改正）」及び「本学監事監査実施要項（平成 16 年北工大達第 132 号）」に準拠し、「平成 29 年度監事監査計画書」に従い、本学に属する全ての部門を監査対象とし実施しました。
- (2) 監査は、主として実地監査を行いました但し提出書類による書面監査も行いました。
- (3) 監査の重点事項としては、本学にとって平成 29 年度は、新学科への改組による大学の意思決定システムを始めとし、内部統制システムの体制整備及びガバナンス体制の機能強化を推進する重要な年度であったと認識し、本学の新旧の内部統制システムの整備及び運用に関する状況を点検するとともに、今後の第 3 期中期目標・中期計画期間において取り組むべき課題にも留意しつつ監査を実施しました。
- (4) 実地監査は、監査計画書に従い実施するとともに、平成 30 年 6 月 5 日には、法人の長である学長、理事、副学長、各課の長等から、提出された監事監査関係資料等に基づき業務執行状況及び財産の状況等につき概況説明を受け、必要に応じて副課長等からも聴取しました。
- (5) 会計監査については、会計検査院への提出が義務付けられる、月次の計算証明に関する指定を受けた関係書類の監査を実施するとともに、「国立大学法人会計基準」及び「同注解」に準拠した会計処理状況と予算執行状況並びにこれらに係る決算書、財務諸表、各種帳簿・帳票類、証拠書類、現預金、固定資産、契約書類等につき監査を行いました。なお、これら会計監査については、監事による監査とともに、本学の会計監査人による会計監査について、それぞれの独立性を担保しつつも、監事は当該会計監査人と緊密な連携を保ち、3 者協議会を実施するなど相互に情報交換を行い、会計監査人が行った監査の方法と結果について、詳細な報告及び説明を受けることとし、その監査が適正に行われているかについて検討を加えました。そのうえで、当該会計監査人の監査結果の相当性を監事自らの責任で判断したうえで、会計監査人の監査結果も利活用し、監事としての意見を述べることにしました。

- (6) 業務監査に関しては、実地監査及び書面監査のほか、学長選考会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会など、本学の管理運営に係る重要な会議などに陪席し、必要に応じ意見を述べるほか、重要な決裁書類等関係書類については、本学の最終確認者として、閲覧を行いました。
- (7) 法人の長である学長及び理事からその職務の執行状況を直接聴取し、職務遂行の違法性、適合性、妥当性につき検討しました。

## 2. 監査の結果

- (1) 平成 29 事業年度における本学の業務については、その設置目的に沿い、法令、規程、その他の定め及び予算に従って、適正に運営されているものと認められます。
- (2) 第 3 期中期目標・中期計画を達成するためのリスクを適切に識別・評価した年度計画に基づき、平成 29 事業年度に講じられるべき必要な措置については、日常的モニタリングが業務に適切に組み込まれ対応の図られていることが確認されます。本学の第 3 期中期目標・中期計画に係る対応に鑑みて、重点事項を含め、次事項にて監査意見を記します。
- (3) 内部統制システムの体制整備及び運用状況については、適切に図られているものと認められます。
- (4) ①会計経理に関しては、監事が実施する監査とともに、会計監査人新日本有限責任監査法人から会計監査に関する詳細な報告及び説明を受け、改めて、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書。以下「財務諸表」という。）、事業報告書、決算報告書につき検討を加えた結果、会計監査人の行った監査の方法及びその結果は相当と認めます。
  - ②財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、国立大学法人会計基準及び同注解に準拠して作成されており、本学の平成 30 年 3 月 31 日現在の財務状態並びに平成 29 事業年度の運営状況、キャッシュ・フロー状況及び業務実施コスト状況を適正に表示しているものと認めます。
  - ③利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
  - ④事業報告書は、本学の平成 29 事業年度の事業実施状況を正しく表示しているものと認めます。
  - ⑤決算報告書は、本学の予算区分に従って平成 29 事業年度の決算の状況を正しく表示しているものと認めます。

- (5) 入札及び契約における競争性の導入状況については、規程等の定めに基づき、契約内容等の妥当性につき監査を実施しました。平成 29 事業年度は、随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き、競争性の確保に鋭意努めたことが認められますが、引き続き、随意契約の妥当性、競争性の確保については、継続的に検証を図ることが肝要と考えます。
- (6) 給与水準に関しては、平成 29 事業年度の対国家公務員（行政職（一））の給与水準との比較指標並びに対他の国立大学法人等との比較指標に照らして、概ね妥当な給与水準であることが認められます。
- (7) 法人の長である学長及び理事の統制環境に対する認識は適切と認められ、職務遂行に関しては、法令もしくは規程に違反する事実はなく、不当な職務遂行は認められません。

### 3. 監査意見

私たち監事は、国立大学法人北見工業大学にとって、第 3 期中期目標・中期計画期間（平成 28～33 年度）の 2 年目に当る平成 29 年度に、本学の全ての役職員が、様々な教育・研究・社会貢献活動等の充実に向けて不断の努力を傾注したことを認めるものであります。一方、国立大学法人の在り方が、社会の厳しい耳目を集めている今日、第 3 期中期目標・中期計画期間での各国立大学法人を取り巻く四囲の環境変化を踏まえつつ、監事監査を通して本学が当該年度に鋭意対応された取組等に鑑みて若干の監査意見を記します。

平成 30 年 3 月 19 日、本学は新たに制定された「国立大学法人北見工業大学栄誉賞」を、卒業生の鈴木夕湖さん（平成 26 年 3 月卒）に授与したことが認められる。

本年 2 月、大韓民国、平昌で開催された第 23 回冬季オリンピック競技大会において、女子カーリング日本代表チームの一員として全試合に出場した鈴木さんは、見事、銅メダルを獲得し、チームが渾然一体となって、互いの心を思いやる優しい気持ちを持った良好なコミュニケーションをとる姿は、競技での活躍とともに、地元北見の人々のみならず、多くの国民の心を感動で包み込んだ。

今次、本学の卒業生の国際舞台での活躍は、在学生はもとより、これから本学で学び、学生生活を送ろうとしている新入生たちにとっても、誠に誇らしく感じられた出来事であったと考える。特に顕著な功績により社会に明るい希望と活力を与え、本人のみならず、本学の名声をも高めた者に対し、その栄誉を讃えることを目的とした本規程の制定は、時宜を得たものと頗る評価ができる。

本学には、学生表彰制度として「成績優秀学生表彰」「学長表彰」「KIT げんき賞」が設けられていることが確認される。過年度3ヵ年（平成27～29年度）で、卒業時において、学業成績・人物ともに優れていると認められる学生への「成績優秀学生表彰」35件、学術、スポーツ、文化・芸術、社会・地域貢献活動等の各分野で優れた業績を挙げた者を表彰する「学長表彰（学長賞3件、ミント賞28件）」31件、また、地域の経済界、産業界、行政等と本学同窓会とが一体となって物心両面で本学を支援して戴いている本学後援会による「KIT げんき賞」2件が確認される。

学業成績「ナンバーワン」のみならず、各分野で優れた業績を挙げ、正課外活動等を通じ、自らの学生生活の中で個性にあふれ、より実り多き活動を実践した「オンリーワン」に対してのこれら表彰制度も、学生の持つ多様性と「個」としての自立を支援したもので、有意なものとして高く評価ができる。

更に、本学後援会「KIT げんき会」の支援を得て実施される学生支援事業には、地元北見やオホーツク地域との連携を図り、オホーツク企業合同セミナー等、就職支援行事の共催や本学留学生・教職員と北見市民・各種団体等との留学生交流イベント等が数多く実施されていることが確認される。また、同会の支援を得て「短期海外語学研修プログラム」（平成27～29年度計49名）へ参加する機会を得た学生の一人は、「異文化体験や語学研修を一過性にせず、自分の人生を豊かにしてくれたこのかけがえのない時間を、これから北見で自らが改めて何をしなければ成らないのかを考え、次に生かして行きたい。」と支援をして戴いた関係する者への感謝の気持ちを報告書に綴っている。本学後援会による、地元各界及び本学同窓会を始めとする個人・団体等、篤志家からの「社中協力」の精神を以てする支援のその多くが、将来を担うべき学生・留学生への貴重な体験に活かされていることは、特筆すべき有意なこととして高く評価したい。本学後援会「KIT げんき会」支援による種々の「出会い」が、将来に亘りより深い絆となり、本学の地元である北見やオホーツク地域との「縁」に繋がることを願って止まない。

平成29年4月、本学は、改組が成った新たな学士課程に432名の新入生を迎え入れたことが認められる。新たな2学科8コース制は、従来の伝統的な学科区分を越えて、関連する専門領域との連携も図り、専門知識の融合と選択の自由度を拡げた斬新なカリキュラムを構築したものと確認され、より柔軟で幅広い視野と専門性を兼ね備えた分野の学習も可能としている。また今日必要とされる「高大接続」の視座も踏まえて、初年次教育や各種リテラシー教育にも意を用いていることが確認される。

なかんずく、従来の教育体制にありがちな座学偏重に寄らぬアクティブ・ラーニングの要素を飛躍的に取り入れていることは、有意なものとして高く評価ができる。

平成29年度「実践的教育プログラム」として認定され、開講された「オホーツク地域と環境（必修科目）」においては、地域の特色ある自然等を実践的な教育の場として活用し、地域の課題解決に貢献できる人材育成を図る教育プログラムの一つとして、受講

した学生からのアンケート結果から、適応力や情報伝達能力、地域社会性の醸成に対して、高い教育効果があったことが確認される。

学生が主体的に取り組むべき多様な「場」と「素材」は、様々な人々とのインタラクティブな協働作業を通じて「自分の頭でものを考える姿勢」や「学ぶ態度」を養う場ともなる。学生にとっても「教授する側」と同等以上の責任も生じ、云わば「半学半教」の精神を以ってする実践の場の提供は、学生を指導・管理の対象とするのではなく、「個」としての学生の自立支援に向けた積極的な取組として捉えることもできる。もとより、知識・技能の修得は前提であり、また個々の学生にとって「深い学び」に繋がられるかは、折に触れ時に応じた検証が伴うものとする。

これまで「大学入試センター試験」を利活用し、入学者選抜を実施していた全ての国立大学法人は、平成 32 年度に始まる「大学入学共通テスト」に対応した入学者選抜方法について検討を行うこととなる。また、新たに導入される英語の民間試験の具体的な取扱い等についても現時点で不明確な点もある。本学においても、本学を志す受験生及び高等学校等に対して、時に応じた的確な情報提供のなされることを希望したい。

本学が実施する所謂「入試広報」は、本学ホームページや「2018 大学案内」を始めとする各種紙媒体、新聞広告や車内広告等がプル効果を主目的にするのに対し、平成 29 年度のプロモーション活動の実績として、民間の受験・進学者者の主催する進学ガイダンス（29 会場）、高等学校が主催する進学説明会（27 校）への参加や、本学主催の進学相談会（2 会場）、本学教職員・入試プランナーによる高等学校訪問（296 校）、高等学校への出張講義（49 回）、大学施設見学受入（20 件）等、幾多のラインナップを有していることが確認される。

なかんずく、平成 29 年 7 月 29 日、本学キャンパス構内で開催された「オープンキャンパス」では、終日に亘り、肌理細やかなプログラムが用意され、334 名（内保護者 96 名）の参加者を得て盛会裡に実施されたことが確認される。23 テーマの体験学習への参加者からは、高等学校教育での教科における座学ではなかなか経験出来ない実践的な工学の楽しさに触れ、感銘を受けたとの声も多い。今次オープンキャンパス参加者へ実施したアンケートへの回答者からの多くは、本学を志望することを予め決めている者であることも伺える。

近年、受験生の志望校選択は、早期化且つ長期化していると仄聞されるが、志の高い学生募集に係るこれらプロモーション活動は、従前にも増して、受験生の志望校選択に大きな影響を与える進路指導の高等学校教職員や家計支持者である保護者及び本学のステークホルダーへの対応も含め、適切なる IR (Institutional Research) 活動に基づき、より訴求力を持った大学・入試広報を多段階、網羅的に推進することを期待したい。

世に云う所謂「2018年問題」への取組は、国公立の学校設置者の違いこそあれ、すべての高等教育機関に共通した緊要な課題であることは云うまでもない。これに呼応するかのよう、平成28年度からの大学入学者定員の厳格化、「地方大学振興法」の今次国会での審議とその動静、既に国立大学法人の数を上回る勢いで地方自治体による学校法人の「公立化」、中央教育審議会での国公立大学の枠を超えた連携・統合に係る審議の行方、更には、平成31年度から実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとして、国が「短期大学」制度創設以来、55年振りにつくる新しい大学制度「専門職大学」がスタートすること等が確認される。

本学は、学士課程の完成年度に向けて更なる取組や、また、博士前期課程の改定に向けた検討に本格的に着手していることが確認される。国立大学法人を取り囲む幾多の制約の中で、それぞれの時代の社会的要請や四囲の環境変化に柔軟に対応しつつ、変わらなくてはならないもの、そして、いつの時代にも変わってはならない本学の事業の本質を見極めながら、先導的な教育研究活動及び社会貢献活動が、多様に実施されており、地域社会を始めとする各方面から益々その重要度を期待されている。本学の第3期中期目標・中期計画期間において十全の備えを怠ることなく、引き続き、すべての教職員が渾然一体となって、将来を担うべく学生の人材育成に不断の努力を傾注されることを期待して止まない。

平成30年6月19日

国立大学法人北見工業大学

監事 佐藤正行 

監事 谷口雅子 